

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和元年8月3日 17時20分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町 ^{きざらうら} 礪浦漁港北方沖 礪浦港防波堤灯台から真方位355° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 20.3′ 東経136° 40.3′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ストロー ハット} STRAW HATは、定置網に進入した後、主機を使用して移動中、同網を損傷した。
事故調査の経過	令和元年8月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート STRAW HAT、5トン未満（長さ6.45m）
船舶番号、船舶所有者等	281-35654三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮中央期
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人1人を乗せ、漂泊して釣りを 行っていたところ、船長が、本船の周囲に定置網（以下「本件定置 網」という。）の多数の浮子^{うき}（黄色、球形、直径約20cm）を認め、 本件定置網の設置区域に進入したことに気付いた。</p> <p>本船は、船長が、本件定置網の設置区域から脱出する目的で航行 中、プロペラに本件定置網のロープが絡んだ。</p> <p>船長は、釣りをを行うことに夢中になっていたもので、風潮流により本 件定置網に向かって圧流されていることに気付かなかったと本事故後 に思った。</p>
分析	本船は、漂泊中、風潮流により圧流されて本件定置網の設置区域に 進入した際、主機を使用して自力で同区域を脱出しようとしたことか ら、本件定置網のロープがプロペラに絡み、本件定置網が損傷したも のと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂泊中、風潮流により圧流されて本件定置網の 設置区域に進入した際、主機を使用して自力で同区域を脱出しよう としたため、本件定置網のロープがプロペラに絡んだことにより発生し たものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の操縦者は、定置網の設置区域に進入した際、自力で脱出しようとせずに救助を要請すること。・ 漂泊中は、釣りに夢中になることなく、周囲の適切な見張りを行い、漁具等の方向に圧流されていないことを確認すること。 |
|--|--|